

# 地方公共団体におけるいわゆる 主観点の役割について

第一回 地方公共団体における企業評価の  
あり方に関する研究会

# 各段階における審査・評価の役割

建設業許可

## 経営事項審査制度

公共工事を受注しようとする建設業者の経営に関する客観的事項について審査する役割

## 発注者ごとの定期的競争参加資格審査

公共工事の多様性を踏まえて、グルーピングされた市場(発注標準)に適合する企業を仕分ける(格付)役割

## 工事ごとの競争参加資格の確認

- 当該工事の規模や特性にふさわしい企業をふるい分ける役割
- ・当該工事を担うのに適した企業についてランク要件、地域要件等を設定。
  - ・当該工事の適正な履行のために最低限必要な実績等の要件を設定。
  - ・設定された最低限の要求要件を満足しない企業は欠格。

1年1回

例えば2年に1回

工事ごと

# 発注標準と企業評価の関係

## 問題意識

地域における建設投資の急激な減少を背景とする過剰供給構造

↓  
ダンピングの恐れ

地方公共団体における一般競争入札の大幅な拡大

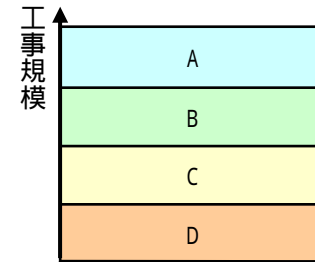
↓  
適切な競争環境の整備が必要

↓  
同様の特性を持った企業間での競争促進  
地域経済や災害等の危険管理等、地域への配慮

↓  
地域の実情に即し、工事の態様・規模、建設業者の特性に応じた適切な発注標準、入札参加条件の整備、地域経済や災害等の危機管理等地域への配慮が必要

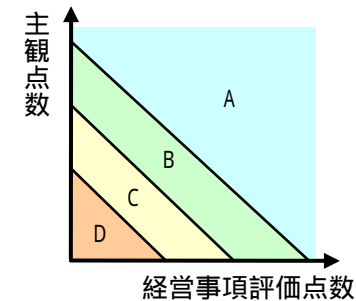
↓  
主観点は地方公共団体の発注者が上記方向性に基づく発注標準等を設定する基礎となるものであり、活用の促進が必要

## 市場の区分(発注標準)



公共工事の多様性を踏まえ、市場を規模、工種などによりグルーピングする役割

## 企業の格付(企業評価)



経営事項審査及び工事实績・成績、地域貢献等を評価することにより、発注標準によりグルーピングされた市場に適合する企業を仕分ける役割

# 経営事項審査と主観点の評価項目との対比

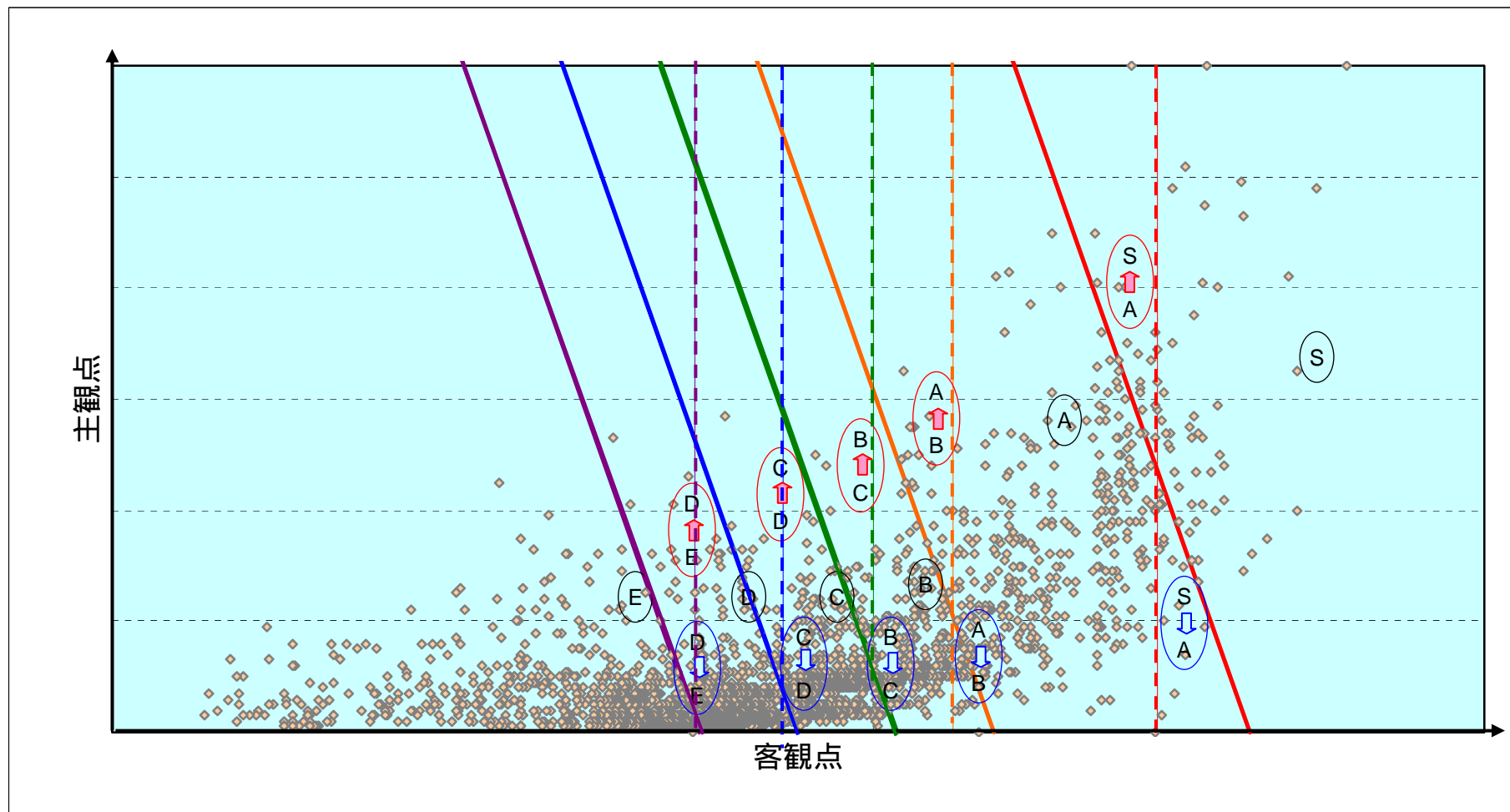
- ・経営事項審査(経審)は、建設業法に基づき、公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準により評価する制度。
- ・主観点は、地域の実情を踏まえ、当該地域における実績、地域貢献などを発注者が独自に審査する制度。
- ・工事实績については、経審が完工高、技術者数といった共通の基準により量的な評価を行うのに対し、主観点は当該発注者に係る実績等の量的な評価に加えて、工事成績等に基づく質的な評価を行うもの。
- ・財務状況については、経審が主にカバーする項目。
- ・地域貢献等社会性については、経審においても一部評価するが、主観点においては発注者の施策ニーズに対応して多様な事項を評価。

経営事項審査の評価項目及び評点			
	ウエイト	評点幅	評価項目
X 1	0.25	2,268点 } 390点	・ 完成工事高(業種別)
X 2	0.15	2,280点 ~ 454点	・ 自己資本額(=純資産額) ・ 利払前税引前償却前利益 = 営業利益 + 減価償却費
Y	0.2	1,595点 } 0点	・ 純支払利息比率 ・ 負債回転期間 ・ 売上高経常利益率 ・ 総資本売上総利益率 ・ 自己資本対固定資産比率 ・ 自己資本比率 ・ 営業キャッシュフロー(絶対額) ・ 利益剰余金(絶対額)
Z	0.25	2,366点 } 450点	・ 技術職員数(業種別) ・ 元請完工高(業種別)
W	0.15	1,750点 } 0点	・ 労働福祉の状況 ・ 建設業の営業年数 ・ 防災活動への貢献の状況 ・ 法令遵守の状況 ・ 建設業の経理に関する状況 ・ 研究開発の状況
		2082点 } 278点	

主観点の評価項目(主要事例)
<b>工事成績</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事成績点の平均点に基づき算定するもの</li> <li>・ 工事成績点に工事件数や工事完成高を加味したものに基づき算定するもの</li> <li>・ 工事成績点の平均点に基づき算定するもの平均点に基づき算定した上で優良工事の成果を加味するもの</li> <li>・ 工事の技術的難易度や工事規模を勘案して算定するもの</li> </ul>
<b>技術力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者数(1級、2級)</li> <li>・ 表彰受賞者(建設マスター等)を技術者として採用</li> <li>・ 過去におけるVE提案の採用</li> <li>・ CPDS等研修の実施</li> </ul>
<b>安全対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設労働災害防止協会への加入</li> <li>・ COHSMS、OHSASの認証取得</li> <li>・ 安全に関する研修</li> </ul>
<b>不正行為排除</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名停止等公共工事発注者による処分、建設業法や労働基準法等の法令違反税の滞納等に対応するため、減点項目とする。</li> </ul>
<b>地域貢献</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災活動</li> <li>・ 除雪関係作業</li> <li>・ 河川や道路清掃等ボランティア活動</li> <li>・ 県産品の使用</li> </ul>
<b>建設産業政策推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新分野進出</li> <li>・ 企業連携(合併、営業譲渡、協業組合設立、経常JV等)</li> </ul>
<b>その他政策推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用対策(新卒者、障害者、女性雇用、通年雇用、子育て支援等)</li> <li>・ 環境対策(エコアクション21等)</li> </ul>
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表彰(優良工事表彰、優良業者表彰)</li> <li>・ ISO9001、ISO14001</li> <li>・ 建設重機保有</li> <li>・ その他(独占禁止法遵守体制整備、下請発注比率等)</li> </ul>

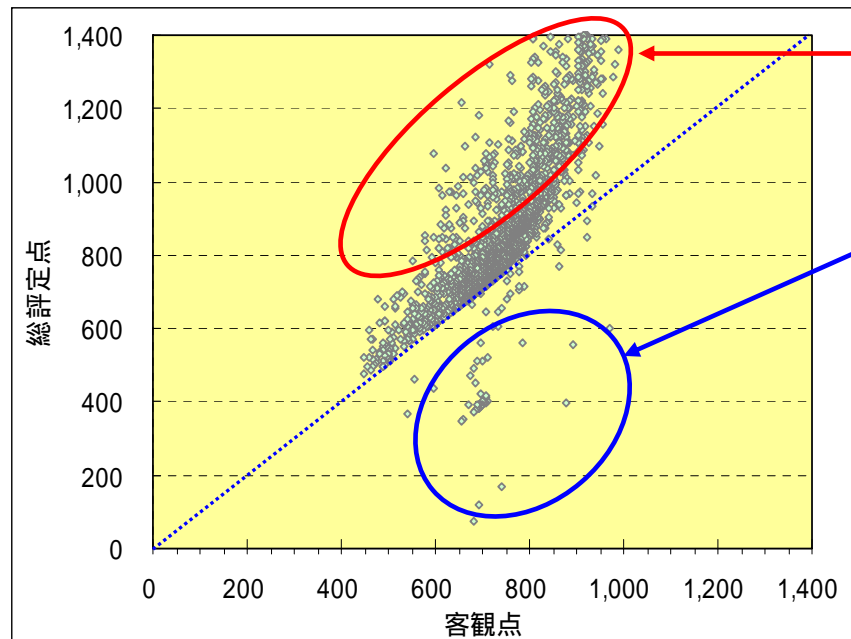
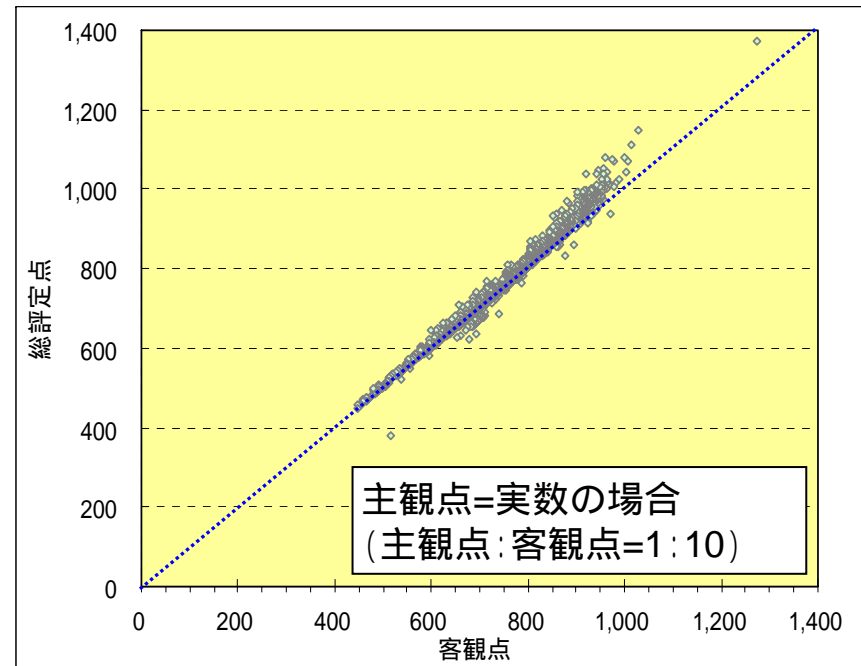
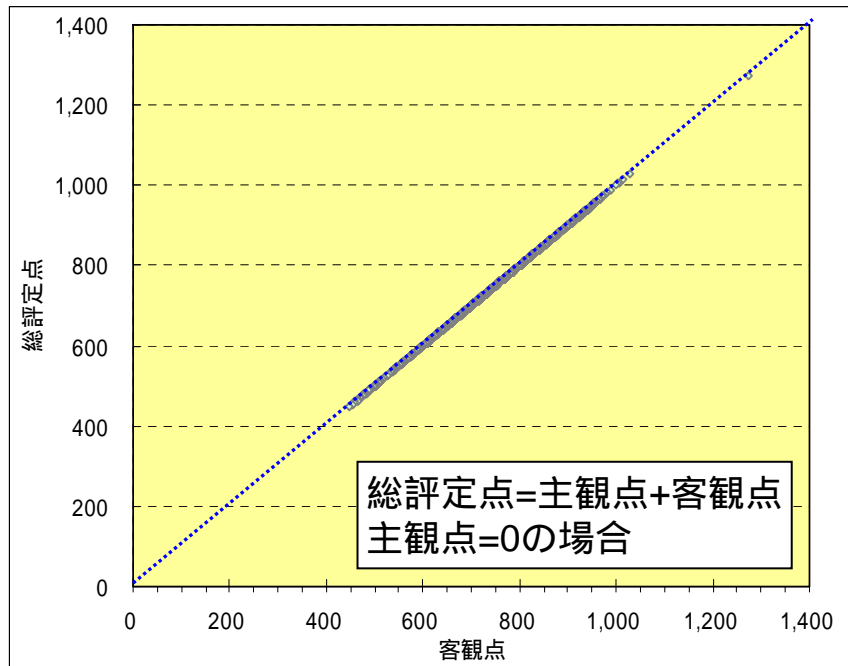
# 主観点による評点分布の変化(1)

主観点を適切に導入することにより、技術力に優れ、地域に貢献した企業を適切に評価することが可能



主観点導入後の企業の格付の変化(イメージ)

# 主観点による評点分布の変化(2)



良好な工事成績や知事表彰を受賞する等、優良建設業者に対して加点

粗悪な工事实績や指名停止を受けた建設業者に対して減点

主観点の最大値を客観点の最大値に引き延ばした場合(主観点:客観点=1:1)

主観点を適切に導入することにより、技術力に優れ、地域に貢献した建設業者を優遇することが可能

# 主観点によるランクの変化の要因の分析(1)

主観点を導入したことにより、企業の格付がどのように変化したかを整理。

ある地方公共団体の評点分布をもとに計算。  
 表中の数字は平均値を示す。  
 主観点の評価項目は一部であり、  
 客観点と主観点の合計は総評定点とはならない。

ランク	総評定点	客観点	主な主観点の評価項目			
		経営事項 審査	工事成績 -40 ~ 40点	ISO9001 0 ~ 15点	雇用 1 ~ 50点	地域貢献 0 ~ 5点
B Aランク	858.0点	814.8点	10.9点	5.0点	15.0点	5.0点
A Bランク	842.7点	835.4点	-0.9点	0点	6.2点	3.7点
B Bランク	822.3点	807.9点	2.3点	0.2点	6.1点	4.2点
B Cランク	796.0点	789.7点	0点	0点	4.0点	2.7点

経審の点数が若干低いが、工事成績や地域貢献等の主観点の評価項目の点が高くランクアップ。

経審の点数が高いが、工事成績が悪く減点され、ISO9001を導入していない等、主観点の評価項目の点が低くランクダウン。

経審の点数が低く、工事成績やISO9001、雇用対策等、主観点の評価項目の点も低くランクダウン。

## 主観点によるランクの変化の要因の分析(2)

### 建設(Bランク Aランク)

#### 【ランクアップの要因】

- ・工事成績が優秀である。( +20点(Bランクの平均+2.7点))
- ・建設重機を多く保有している。( +20点(Bランクの平均+2.1点))
- ・建設業に従事する職員を多く保有している。  
( +20点(Bランクの平均+6.5点))

### 建設(Aランク Bランク)

#### 【ランクダウンの要因】

- ・直近2年間に指名停止を受けた。(-60点)

### ××建設(Bランク Cランク)

#### 【ランクダウンの要因】

- ・直近2年間の工事实績がなく工事成績が0点であった。
- ・直近2年間に指名停止を受けた。(-20点)
- ・建設業に従事する職員が少ない。( +1点(Bランクの平均+6.5点))